

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 原田ヒカリ会
事業者の所在地	広島県尾道市原田町梶山田3609番地
代表者名	理事長：比本 学志
電話番号	(0848) 38-0345
ファクシミリ番号	(0848) 38-0661

2 事業所

(1) 事業所の名称

事業所の名称	居宅介護支援センターひかり苑
事業者の所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成233番地5
管理者名	藤川 里美
電話番号	(0848) 48-3300
ファクシミリ番号	(0848) 48-3335
介護保険指定番号	広島県指定 第 3471100069 号
通常の実施地域	尾道市〈御調、向島、向東、浦崎、因島、瀬戸田、百島を除く〉

(2) 事業所の目的

社会福祉法人原田ヒカリ会が開設する居宅介護支援センターひかり苑(以下「センター」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(3) 当事業所の運営方針

- センターの介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者
から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用
者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏
することないよう、公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センタ
ー、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携にも務めるものとする。

3 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

「指定居宅介護支援等の事業に人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第12条
及び第13条に定める取扱い方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次
のとおりとする。

- 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- 課題分析の実施
 - 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う
ものとする。
 - 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が
自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - 使用する課題分析票の種類は最も適した方式とする。

3. 居宅サービス計画原案の作成

- (1) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者やその家族に対して、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事が可能である事や、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由も求めることが可能である事の説明を行う。
- (3) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する。

4. サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5. 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6. サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

7. モニタリングの実施

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録するものとする。

8. 給付管理

事業者は、居宅サービス計画後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

9. 要介護認定申請等に係る援助

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行う。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護又は要支援の申請を利用者に代わって行う。

10. その他(医療・介護連携の強化)

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただく事を説明する。日頃から介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて連絡先を保管しておいていただくように依頼する。

主治医の医師等が適切な判断が行えるよう、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

4 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、8月13日～8月15日の内の1日、12月30日～1月3日は休業)
営 業 時 間	8:30～17:30

5 緊急連絡体制

緊急連絡体制をとっており、急な相談には24時間対応しています。

◎ 連絡先 居宅介護支援センター ひかり苑 (0848)48－3300

6 事業所の職員体制等

従業者の職種	人員	区 分			
		常 勤		非 常 勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1		1 (介護支援専門員と 兼務)		
介護支援専門員	3	2	1		

7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援サービスの利用料は、介護サービスの提供開始以降、以下の金額となります。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

加 算 項 目	算 定 根 拠	金 額
居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	10,860円
〃	要介護3・4・5	14,110円
初回加算	新規あるいは要介護状態が2区分以上の変更の場合	3,000円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員配置・常勤職員配置・24時間連絡体制の確保・居宅介護の実施・実習生の受け入れ、協力体制の確保・困難事例の受け入れ・包括、他法人との共同の事例検討会・研究会の参加、実施・計画的研修実施・インフォーマルのプラン減算項目なし	3,230円
退院・退所加算	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画を作成した場合。(連携回数、カンファレンス参加の状況に応じて算定)	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	当該病院職員への情報提供(入院した日のうちに)	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	当該病院職員への情報提供(入院した日の翌日又は翌々日)	2,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院、診療所職員と利用者宅でカンファレンス、計画作成(月2回を限度)	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,000円
看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価	居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。	

- (2) 通常の実施地域を超える地域に訪問する時に車両を使用した場合は、交通費としてその実費を下記のとおりにいただきます。

・通常の実施地域を超えた地点より、路程1キロメートルあたり20円を徴収する。

8 担当する介護支援専門員

氏 名	電 話 番 号	F A X 番 号
	(0848)48-3300	(0848)48-3335

9 個人情報の保護

事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者の同意を得た場合や、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

10 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、保険者、利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。
- (3) 当事業所が賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償します。
- (4) 事故の原因を理解し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11 相談窓口・苦情対応

担当者が相談・苦情を受けた場合、その処理にあたっては誠意をもって対応し、相談や苦情の問題点の改善を速やかに行います。その場合、記録に残すこととし、事業運営に問題があると判断した場合は、運営規程の改正等必要な措置を講じると共に、研修等を通じサービスの質の向上に努めます。

(1) 当事業所における苦情受付

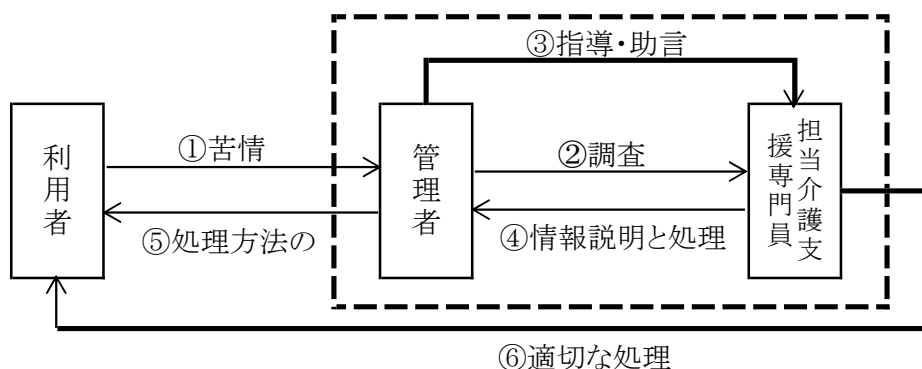
- ・当事業所における苦情やご相談は、次の専用窓口にて受け付けます。

お客様相談コーナー	電話番号	(0848)48-3300
	FAX番号	(0848)48-3335
	担当者	管理者:藤 川 里 美
	受付時間	8:30 ~ 17:30

・苦情処理の体制

苦情受付担当者	管理者	: 藤 川 里 美
苦情解決責任者	施設長	: 比 本 学 志
第三者委員	監事	: 向 井 信 之
	連絡先	: 住所 尾道市原田町梶山田23-1 電話番号 (0848)38-0835
	評議員	: 清 水 俊 彦
	連絡先	: 住所 尾道市原田町小原542-1 電話番号 (0848)38-0718

・利用者から当事業所に苦情があった場合の処理手順

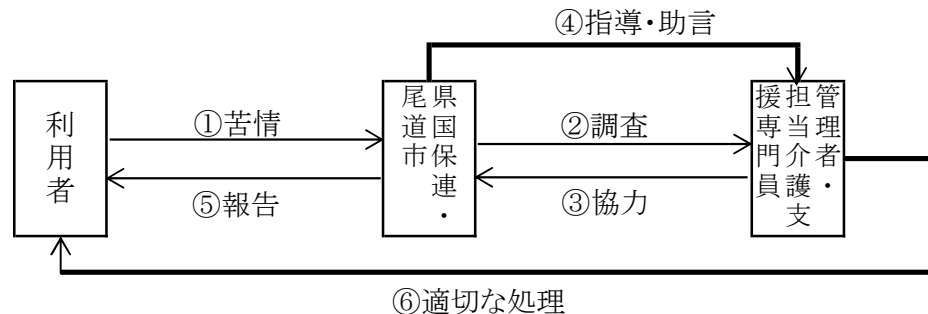


(2) 公的機関における苦情受付

・公的機関においても、次の機関において苦情処理等ができます。

尾道市役所 高齢者福祉課 介護保険係	所在地	尾道市久保町1丁目15番1号
	電話番号	(0848)38-9440
	FAX番号	(0848)37-7260
	受付時間	8:30～17:15(月曜日～金曜日)
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	(082)554-0783
	FAX番号	(082)511-9126
	対応時間	8:30～17:15(月曜日～金曜日)

・利用者から市町村や国保連を通じて苦情があった場合の処理手順



12 虐待の防止のための措置

- 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
 - 虐待の防止のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
虐待防止に関する担当者：管理者 藤川 里美
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14 業務継続計画の策定等

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 身体拘束に関して

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

16 サービス事業所の選定及びサービスの利用状況について

居宅サービスの策定に当たってのサービス事業者の選定及び推薦には、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立におこないます。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、別紙にて前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合を説明します。

令和 年 月 日

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援事業の内容及び重要事項の説明をしました。

事業所	所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成233番地5
	事業所名	社会福祉法人原田ヒカリ会
		居宅介護支援センターひかり苑
	説明者	

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援事業の内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	ⓐ
家族又は代理人	住 所	
	氏 名	ⓑ